

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

老舗の造り酒屋に婿入りして、儲ける会社を目指したところ、ストレスで十二指腸潰瘍になります。赤字経営は加速して身も心もボロボロになり、見えてきたのは「発酵すると腐らない」という当たり前のこと。微生物が生産した酵素の働きにより有機化合物が分解され、別の物資を作り出すメカニズムは発酵も腐敗も同じ。有益なら発酵と呼ばれ、有害なら腐敗と呼ばれる。役割をわきまえた微生物に「自分の利益や欲を捨てたときに、人間は救われる」との思いに至ります。目指すのは「発酵道」。寺田本家の自然酒「五人娘」が旨い。

私の書棚より

○物事を前に進めようとするれば必ず問題に突き当たるし、失敗するし、うまくいかないことがある。その時は、もとに戻ってまたやり直せばいい。自分でできることをやる。自力でやる。箱から抜け出す方法を自分で発明する。
○自分で運転して小包を郵便局に持ち込み、いつかフォークリフトを買うことを夢見ていました。アマゾンは大企業になりましたが、小さな会社の頭と心はいつまでも持っていたと思っています。
「創造と成功の原則」
ジェフ・ベゾス著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□自分が住んでいた家屋や敷地を、住まなくなった日から3年目の年の12月31日までに譲渡した場合には、譲渡益から3,000万円を控除することができます。
又、家屋を取り壊した場合は、貸駐車場等の用に供することなく、家屋を取り壊した日から1年以内にその敷地の譲渡契約が締結され、かつ、住まなくなった日から3年目の年の12月31日までに譲渡すれば、3,000万円を控除することができます。
この特例は、譲渡益が3,000万円以下であっても、所定の書類を添付して確定申告をすることが条件となります。また、3,000万円控除前が、その年の所得金額になるため、扶養から外れたり、配偶者控除の適用を受けられなくなる場合があります。

□ヤフオクやメルカリ等のネットオークションやフリーマーケットで、家具、什器、衣服等の生活に通常必要な動産を譲渡する場合の所得は非課税とされます。
ただし、貴金属や書画、骨とう品等で、1個又は1組の時価が30万円を超えるものの譲渡による所得は、課税されます。
不動産や株式以外の譲渡所得は、他の所得と合算する総合課税ですが、譲渡益から50万円を控除し、所有期間が5年を超える長期譲渡所得の場合には、2分の1にした所得が課税されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付
31日	○4年1月決算法人の確定申告 ○3年7月決算法人の中間申告(予定申告) ○3年4月、7月、10月決算法人の消費税中間申告

31日	○3月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------